

高年齢者を対象とする技能講習会会及び就職面接会事業業務委託事業に関する 参加表明及び企画提案を求める公告

次の企画提案については、厚生労働省の委託に基づき実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法に準拠した契約を締結するものとし、次のとおり企画提案を募集する。

平成30年6月11日

岡山県生涯現役促進協議会 代表 豊田和典

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
高年齢者を対象とする技能講習会及び就職面接会事業業務委託
- (2) 業務内容
業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から平成31年3月20日
- (4) 委託金額
金13,418,558円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
（内訳）技能講習会：5,053,612円以内
就職面接会：8,364,946円以内

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加者名簿には、「大分類5企画・製作（情報・通信サービスを除く）、小分類6イベント企画・運営」及び「大分類9その他（情報・通信サービスを除く）小分類4研修業務」の両方の業務種目で掲載されており、格付区分が「A」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する職業紹介事業を実施することができること。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する事務局の名称等

岡山県生涯現役促進協議会（岡山県産業労働部労働雇用政策課内）

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電 話 086-226-7386

F A X 086-224-2130

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から平成30年6月18日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/page/560407.html>

からダウンロードすることもできる。

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類

参加表明書（様式1）

イ 提出期限

平成30年 6月18日（月）午後5時まで（閉庁日を除く。）

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。）

(3) 企画提案参加資格要件の審査

参加表明書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては平成30年6月22日（金）までに「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 企画提案についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から平成30年6月18日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

「仕様等に対する質問・回答書」（様式2）をFAXで上記3に送信すること。

送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

電話又は口頭による質疑には、応じない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページにて行う。

エ その他

選考に関し、業務委託仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 企画提案事項

- ア 業務に当たっての基本的な考え方（コンセプト）及びその実現方法（総論）
- イ 各業務の展開方策、具体的計画、目標数値及び目標数値達成に対する考え方
- ウ 業務の遂行に必要な体制

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- ・企画提案書の提出について（様式3）
- ・企画提案書

その他企画提案内容を説明するために必要な書類

（様式は任意とし、A4版片面使用とする。縦横自由。枚数制限なし。）

- ・過去3年以内の類似・関連事業における実績説明書（様式4）
- ・経費見積書（様式5）

見積書は「技能講習会」及び「就職面接会」それぞれの合計及び内訳がわかるようにすること。

- ・提出者の直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又はこれらに類する書類
- ・「団体案内」等、応募者すべての概要がわかるもの

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出期限

平成30年6月25日（月）午後5時まで

エ 提出場所

上記3の場所に同じ

オ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。）

(3) 企画提案書の説明

ア 説明日時

別途定める日

イ 説明会場

上記3の場所と同一の建物内又は近隣の場所。

ウ 説明時間

20分以内（時間の超過は認めない。）。このほか、質疑応答の時間を設ける。

エ 説明者

2名以内とする。

※ 説明日時・会場等の詳細は、おって企画提案参加者に連絡する。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記6による書類等の内容により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果

審査後、すみやかに書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と協議会との協議

の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(5) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところに準ずる。

8 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)のイの期間までに所定の参加表明書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、上記6の(2)のウの提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 積算内訳書が、仕様書の条件を満たさないとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記2に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (11) 企画提案に係る事業は、国と本協議会との委託契約に基づくものであるが、国との委託契約が何らかの事情により締結に至らなかった場合は、この手続に係る一切についていかなる効力も発生しない。